

対象／・多人数に飲食物を調理して提供している施設
(学校、病院、介護老人保健施設など)

・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

届出先／北海道全調理師会釧路支部

届出方法／令和3年1月15日(金)までに、届出用紙を提出するか、北海道電子自治体共同システム
(<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=uSEbFakL>)から申し込みください。

問合せ先／北海道全調理師会釧路支部 ☎0154-43-1050

歯の健康優良児を表彰

12月3日に実施した3歳児歯科健診の結果、6人の幼児が「むし歯ゼロ」で表彰されました。

受賞者／

- ・木村 紗優(さゆ)ちゃん(太朗さん)
- ・森 柚月(ゆづか)ちゃん(龍治さん)
- ・山口 結梨菜(ゆりな)ちゃん(淳子さん)
- ・森 正心(まさむね)ちゃん(正太さん)
- ・和田山 ゆずちゃん(達也さん)
- ・小濱 樂(がく)ちゃん(辰也さん)

問合せ先／介護健康課健康管理係 内線(555)

社会福祉協議会会葬お礼はがき利用料について

- ・寺下 茂雄さん(茶路東1線) 11,000円
- ・坂東 一二さん(東2北4) 8,000円
- ・山本 幸子さん(東2北2) 10,000円
- ・原 チエさん(西1北3) 6,000円
- ・石黒 静司さん(東1南3) 14,000円

社会福祉協議会への寄附金

●社会福祉基金として

医療法人社団 白糠整形外科医院

理事長 小野 温さん(西1南2) 300,000円

給与所得者の確定申告

●確定申告をする必要がある方

- ①給与の収入金額が2000万円を超える方
- ②1カ所から給与の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③2カ所以上から給与の支払いを受けている方で、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

●所得税および復興特別所得税の還付について

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付されることがあります。

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ②病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、住宅借入金特別控除を受ける場合
- ④ふるさと納税などの寄付を行い、寄付金控除を受ける場合

●確定申告の相談および申告書の受付期間について

令和2年分確定申告の相談および申告書の受け付けは、令和3年2月16日(火)から3月15日(月)までです。還付申告は、2月15日(月)以前でも提出できます。

ホームページ／<https://www.nta.go.jp>

問合せ先／税務課税務係 内線(536)

調理師業務従事者届について

調理師法により、次の場所で調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに12月31日現在の調理従事場所等を届け出る必要があります。今年がその年にあたりますので必ず届け出をしてください。

今月の納税

国民健康保険税 第7期 納期限／2月1日(月)

●町税の延滞金の割合が令和3年1月1日に改正されます

町税などを滞納した場合、納期限までに納めた人との公平性を保つため、本来納めるべき税額のほかに、延滞金もあわせて納めることとなります。今回の改正では、事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、平均貸付割合を1%から0.5%に引き下げ。また、法人町民税について納期限の延長があった場合に課せられるものについても1%から0.5%に引き下げられます。

※平均貸付割合とは、銀行が個人や企業に対し返済期間が1年未満の貸し出しを行う際の金利を平均したものです。

●1月の夜間納税窓口

日時・場所／1月27日(水) 17時～19時・役場税務課⑧番窓口

問合せ先／税務課収納係 内線(538)